

第2次中期事業計画（平成21年度～平成23年度）

兵庫県信用保証協会は公共性と社会的使命を認識し、中小企業者のベストパートナーとして「信頼される保証協会」の実現を目指します。平成21年度から平成23年度までの3ヵ年間における業務上の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として取組みます。

（1）迅速・的確な信用保証の提供

臨機応変に機動的な審査体制で資金ニーズに迅速・的確に対応し、厳しい環境下におかれる中小企業者の資金繰りの安定に寄与します。また、金融機関と連携して責任共有制度による取組みを中心とした保証推進を図ります。

（2）政策保証の推進

経営の安定に支障を来している中小企業者に対して「セーフティネット保証」を推進するほか、中小企業者の資金調達多様化に関する取組みの一環として、「流動資産担保融資保証制度」等の推進を図ります。また、新たに創設される保証制度についても即応し、保証利用の推進を図ります。

（3）経営支援・再生支援の推進

中小企業再生支援協議会、金融機関等と連携して経営支援・事業再生に対する相互理解を深め、積極的に経営支援・再生案件を発掘し、事業再建に貢献します。

（4）コンプライアンスに関する取組み

全役職員が、法律・倫理・社会規範・社内規定などの諸ルールを厳正に遵守し、コンプライアンス態勢をより一層浸透させるため、研修をはじめ職場会議を継続的に実施します。また、コンプライアンス意識を向上させるとともに、実施状況を踏まえ必要に応じて現行の体制等の改善を図ります。